

2007年8月2日

埼玉県教育委員会
教育長 島村 和男 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合
中央執行委員長代理 竹下 里志

「優秀な教員の表彰制度」の実施に関する要求書

埼玉県教育委員会は、03年度から「優秀な教員の表彰制度」を導入しました。03年度には全県で19人（小学校9人、中学校7人、高校2人、障害児学校1人）、04年度には20人（小学校9人、中学校7人、高校3人、障害児学校1人）、05年度には24人（小学校11人、中学校9人、高校3人、障害児学校1人）、06年度には27人（小学校11人、中学校12人、高校2人、障害児学校2人）の教員が「優秀な教員」として表彰されました。

私たちは、学校教育は教職員による教育の集団性・共同性によって成り立つものであり、また教育の成果は一律にあらわれるものではないことから、そもそも「優秀な教員」を選考すること自体、教育の条理と大きく離反した行為であるとしてきました。

本年度も6月に「平成19年度優秀な教員（はつらつ先生）の表彰に係る推薦書等の提出について」が通知され、7月20日を目処に推薦書等が提出されることとなっています。

「優秀な教員の表彰制度」の導入の際に、私たちと県教委とで確認した原則をふまえ、本年度の実施に際して、以下のことを要求します。

言 己

- 1 「優秀な教員の表彰制度」の実施にあたっては、次の原則を踏まえること。
 - (1) 学校教育は、憲法・子どもの権利条約の理念にもとづくものである。
 - (2) 学校教育全体の教育力を高めるためには、教職員の協力体制を高めることが大切であり、教員の「指導力」は集団性と共同性を持ったものである。
 - (3) そもそもすべての教員が「優秀な」力量をもつことが求められている。
 - (4) 教育活動をより豊かに発展させるためには、保護者・父母、子どもの参加と教職員の集団的な協力関係を強めていくことが必要である。
 - (5) 教職員間においては、相互の情報交換が重要であり、持ち味が違う教員相互が協力・共同して進めていくことが学校の総合的な教育力の向上につながるものである。従って、子どもの成長を教職員個人の働きかけ（業績）とストレートに結びつけ、こうした集団的な協力関係を無視した評価は、主観的、恣意的であり、学校教育にはなじまないものである。
 - (6) 教育活動の成果は、短期間で現れがたいだけでなく、定量的に量りがたいという教育活動の特性から、「教育活動の実績」を評価するには、長期的な視野が必要である。
 - (7) 「人間性に関わる評価を行うものであってはならない」（新しい教員管理のあり方に関する懇話会報告）ことから、「優秀な教員」という評価は不適切である。

- (8) 教員の教育活動は自主性・自発性が尊重されなければならないことから、本人の意思を無視した評価は「優秀」であっても不適切である。
- 2 人格や態度など人間性にかかわることは表彰の基準としないこと。
 - 3 校長や市町村教育委員会教育長による推薦は、恣意的・一方的なものとなってはならず、納得性の高いものとするため、子どもや保護者・父母の意見も踏まえ、教職員の合意にもとづくものとする。この理念に反する推薦は、表彰対象から除外すること。
 - 4 推薦内容及び推薦理由、選考基準、決定理由などを含め、すべてを情報公開の対象とすること。
 - 5 「優秀な教員」の推薦が十分でないからといって、提出期限を変更したり、推薦をノルマ化したり、押しついたり、特定の校長や市町村教育委員会教育長に依頼することはしないこと。
 - 6 「はつらつ先生」を特別な講師として認定したり、各種審議会委員に充てるなど特別な扱いをうけることのないようにすること。
 - 7 「優秀な教員の表彰制度」の廃止に向けて、制度と実態の検証を行うこと。